

## 第8章

### 保健・医療・福祉を支える人材の育成確保

- 1 医師
- 2 歯科医師
- 3 薬剤師
- 4 獣医師
- 5 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）
- 6 多様な保健医療福祉サービス従事者
- 7 管理栄養士・栄養士
- 8 介護サービス従事者  
(介護福祉士・社会福祉士・ホームヘルパー・ケアマネジャー)

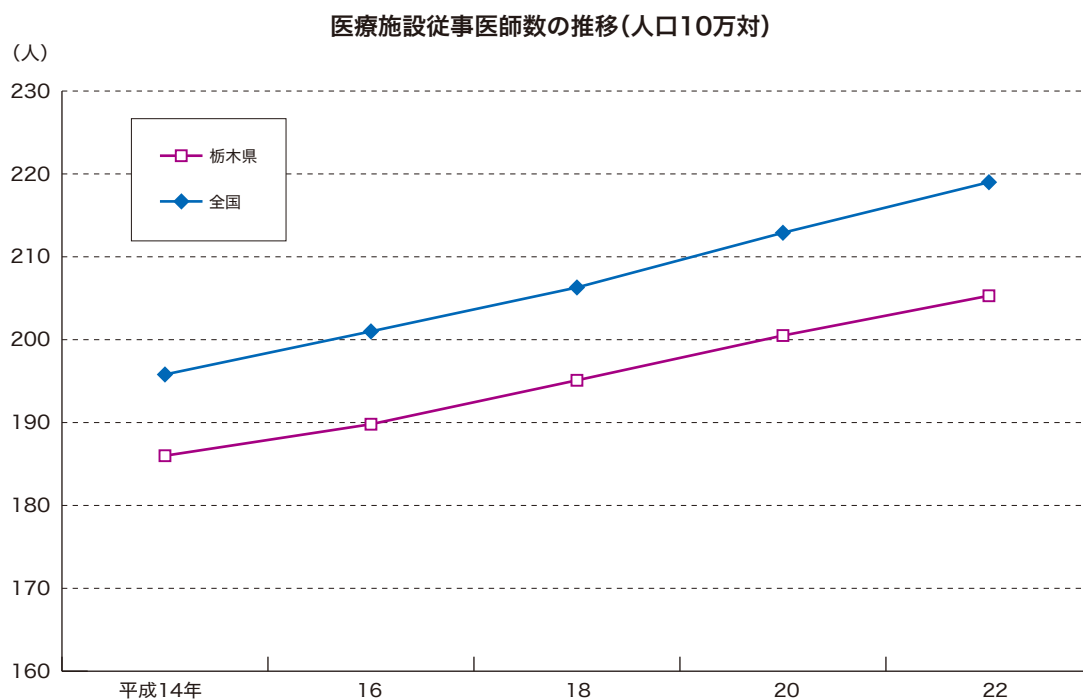
# 第8章

## 保健・医療・福祉を支える人材の育成確保

### 1 医師

#### 【現状と課題】

- ① 平成22年末現在の本県の医療施設に従事する医師数は、人口10万人当たり205.3人で、全国平均の219.0人を下回っており、全国第32位となっています。
- ② 本県は、医師の派遣に関して、県内及び東京近郊の大学医局への依存度が高い傾向にあります。特に、地域の中核病院においては、大学医局からの派遣が約6割と高く、大学医局による派遣医師の引き揚げ等による影響を受け、一部の中核病院では診療科の休止や廃止といった事態が生じており、診療科や地域間の偏在が顕在化しています。
- ③ 二次救急輪番等を実施している主要30病院の常勤医師数調査によると、産婦人科については、新医師臨床研修制度が導入された平成16年の医師数まで回復していない状況にあります。さらに病院別に見ると、増加している病院と減少している病院と二極化の傾向にあります。
- ④ 地域の中核病院の勤務医不足により、大学病院の負担が増加していますが、大学病院自体が医師不足であることから、大学病院に対する負担軽減策が必要となっています。また、医師不足が深刻である産婦人科や小児科で、女性医師の割合が高いことから、女性医師に焦点を当てた対策にも重点的に取り組んでいく必要があります。
- ⑤ 依然として無医地区が存在し、へき地医療を担う医師を確保していくことが必要となっています。
- ⑥ 平成24年度医師臨床研修制度に係る研修医マッチングにおいて、全国平均では臨床研修病院と大学病院との比率が1対1ですが、本県は1対3であり、臨床研修病院の割合が極めて低い状況にあることから、地域の中核病院でもある臨床研修病院における研修医確保が課題となっています。



【資料:厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」】

### 【施策の展開方向】

- ① 特に医師不足が深刻化している産科医をはじめとする医師確保を図るため、栃木県医師確保支援センターを中心に、短期から中長期までの幅広い視点で、医師の養成確保、招聘や定着の促進に向けた各種の取組を実施していきます。

#### 【医師確保の主な取組】

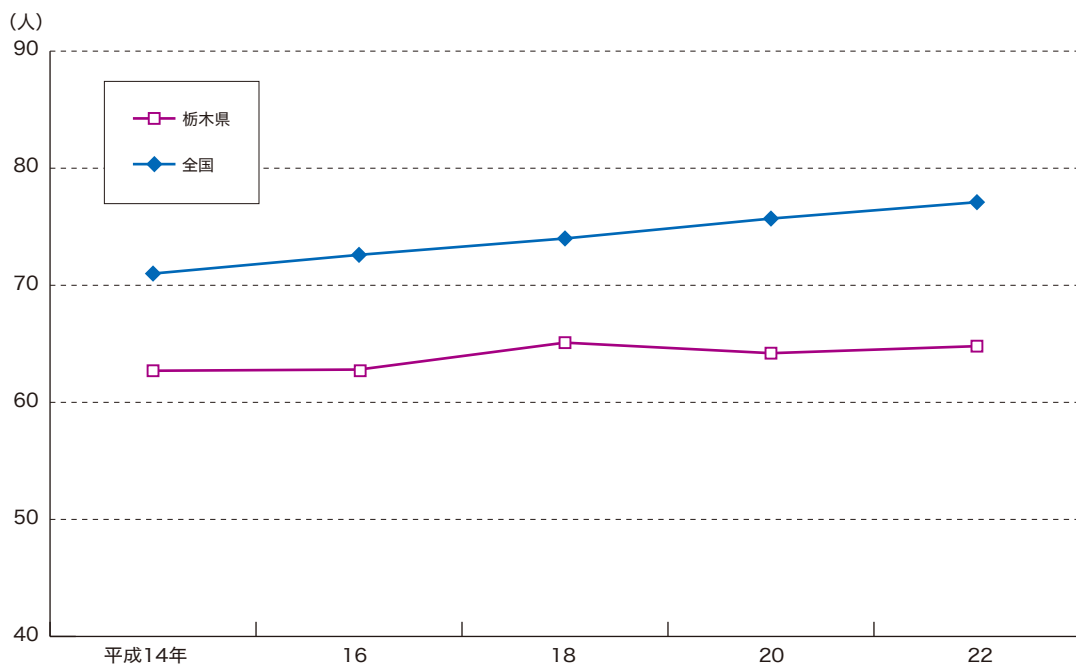
- 1 医学生を対象とした修学資金の貸付制度の運用
  - 2 自治医科大学及び獨協医科大学における栃木県地域枠の設置
  - 3 女性医師の臨床復帰のための就労環境の整備や院内保育所の運営に対する支援
  - 4 臨床研修医確保のためのパンフレットの作成や合同説明会の実施
  - 5 医師登録制度による各種の情報発信
- ② へき地医療をはじめとする地域医療を担う医師を確保するため、自治医科大学において継続的に医師の養成を行います。
- ③ 医師の資質向上を図るため、医師会や大学病院等と連携しながら、地域医療や在宅医療を担う医師の研修を推進します。
- ④ 地域医療支援センターを設置し、県内の医師不足の状況等を把握・分析するとともに、医師のキャリア形成支援や地域中核病院の医師確保支援などを一体的に進めていきます。

## 2 歯科医師

### 【現状と課題】

- ① 平成22年末現在の本県の医療施設に従事する歯科医師数は、人口10万人当たり64.8人で、全国平均の77.1人を下回り、関東7都県中では、6位となっています。
- ② 障害者や高齢者等への歯科医療を提供できる歯科医師の育成を図る必要があります。
- ③ 医科歯科連携や介護福祉分野との連携を進め、生活習慣病の治療や生活の質の維持向上のために、歯科医療や口腔ケアなど保健指導が提供できる歯科医師の育成を図る必要があります。
- ④ 依然として無歯科医地区が存在し、へき地における歯科医師確保を図る必要があります。

医療施設従事歯科医師数の推移(人口10万対)



【資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」】

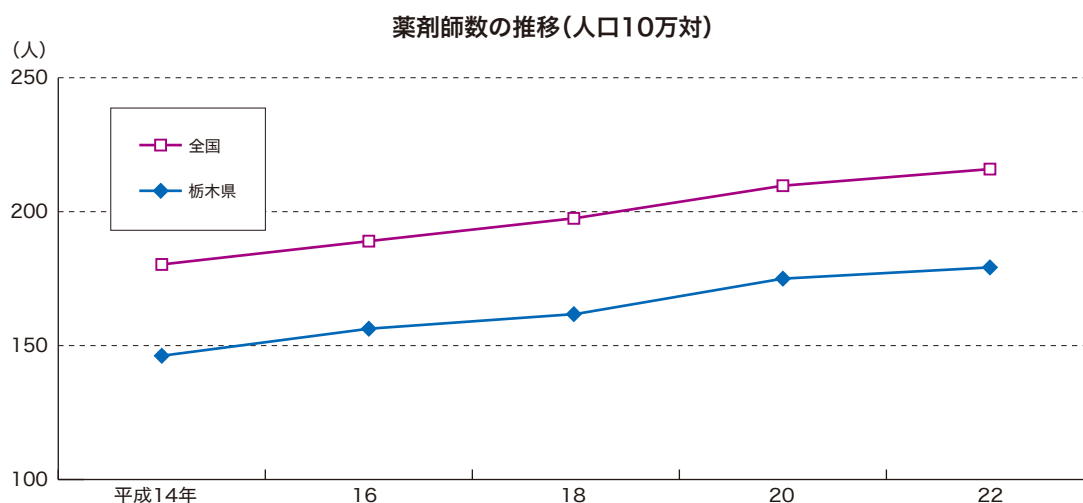
### 【施策の展開方向】

- ① 歯科医療の高度化・専門化等に対応した良質かつ効率的な歯科医療が提供できるよう、研修体制の充実に努め、歯科医師の資質の向上を図ります。
- ② 生活習慣病の治療や生活の質の維持向上のための歯科医療、保健指導が提供できるよう、他職種との連携体制の構築や研修機会の充実に努め、歯科医師の資質向上を図ります。
- ③ へき地(無歯科医地区等)における歯科医師の確保に努めます。

### 3 薬剤師

#### 【現状と課題】

- ① 平成22年末現在の本県の薬剤師数は、人口10万人当たり179.2人で、全国平均の215.9人を下回っています。
- ② 医療の高度化・専門化、医薬分業の進展に伴う医薬品の適正使用といった社会的要請・医療ニーズに応えるために、質の高い薬剤師の養成が求められています。
- ③ 薬剤師養成を目的とする大学における薬学教育については、臨床における実践的な能力を培うことができるよう、平成18年4月から6年制教育に移行しました。このため、薬学生の長期実務実習を継続的に支援する必要があります。
- ④ 在宅医療を推進するためには、在宅医療に必要な知識・技術を有する薬剤師を養成する必要があります。



【資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」】

#### 【施策の展開方向】

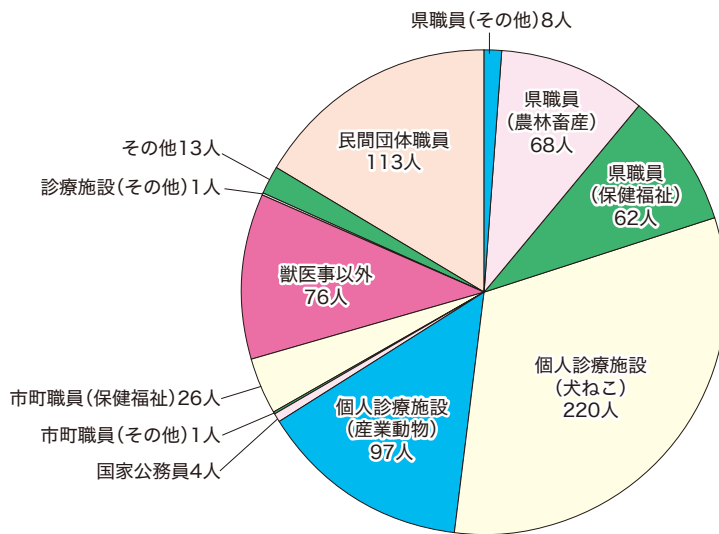
- ① 医療の高度化・専門化、医薬分業の進展等多様化する社会的要請・医療ニーズに対応するため、栃木県薬剤師会等と連携して、生涯教育の体系化を図り、研修の充実強化に努めます。
- ② 栃木県薬剤師会等と連携して、薬学生に対する長期実務実習の指導に当たる指導薬剤師の育成に努めます。
- ③ 栃木県薬剤師会の運営する「薬剤師バンク」を活用するなどして、人材確保のための体制の充実に努めます。
- ④ 在宅医療を推進するため、栃木県薬剤師会等と連携し、在宅医療に必要な知識・技術を有する薬剤師を養成し、在宅医療への積極的な参加促進に努めます。

## 4 獣医師

### 【現状と課題】

- ① 平成22年末現在の本県の獣医師数は689人、そのうち保健福祉分野に従事する獣医師数は88人となっており、人口10万人当たり4.3人で全国平均の3.8人を上回っています。
- ② 保健福祉分野における獣医師の職域は、食品の安全・安心の確保、感染症予防、BSE対策、動物愛護管理など広範囲に及んでいる上、近年の食品流通のグローバル化や感染症流行の世界的な広がりなどに伴い、獣医師には、微生物学、疫学、公衆衛生学等の最新の高度な専門知識に基づく指導的役割が求められています。
- ③ 食の安全・安心の確保や動物愛護の推進など、獣医師に対するニーズが高まる一方、人材の確保が困難な状況にあります。

県内獣医師就業者数(平成22年12月31日現在:689人)



【資料: 獣医師法第22条に基づく届出状況】

### 【施策の展開方向】

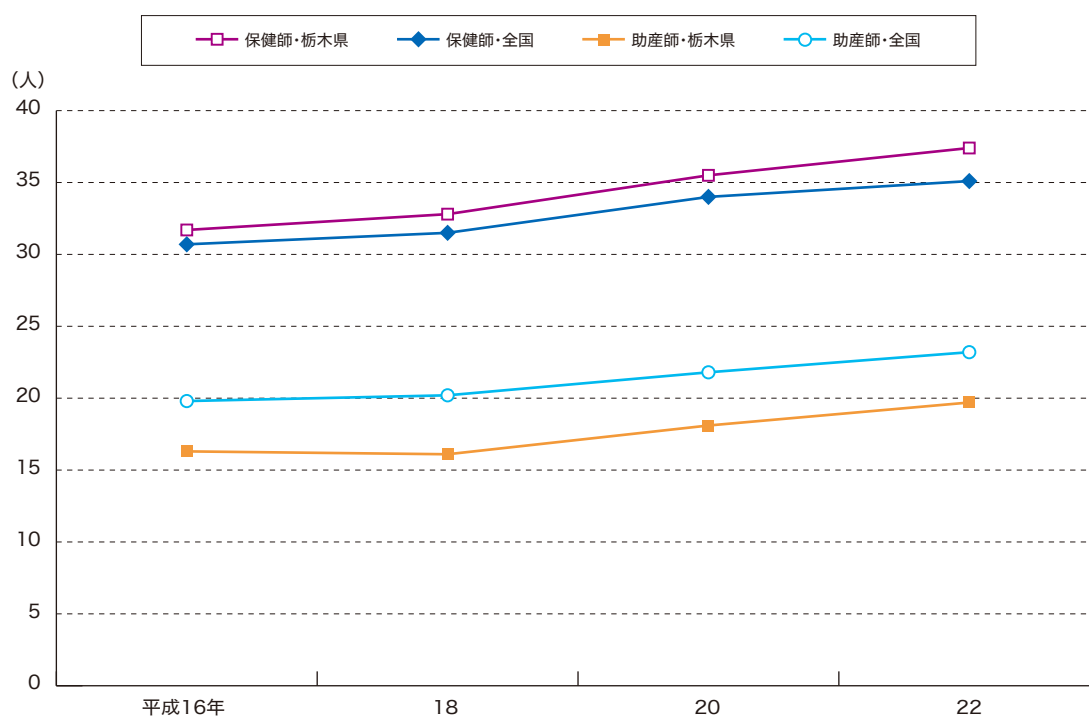
- ① 保健福祉分野に従事する獣医師を確保するため、大学や栃木県獣医師会へ協力を要請するなど、関係機関等との連携強化により獣医師の確保を図ります。
- ② 科学技術の高度化、県民ニーズの多様化等に対応できるよう、国の機関や大学等と連携し、充実した研修制度の確保により獣医師の資質向上を図ります。

## 5 看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師)

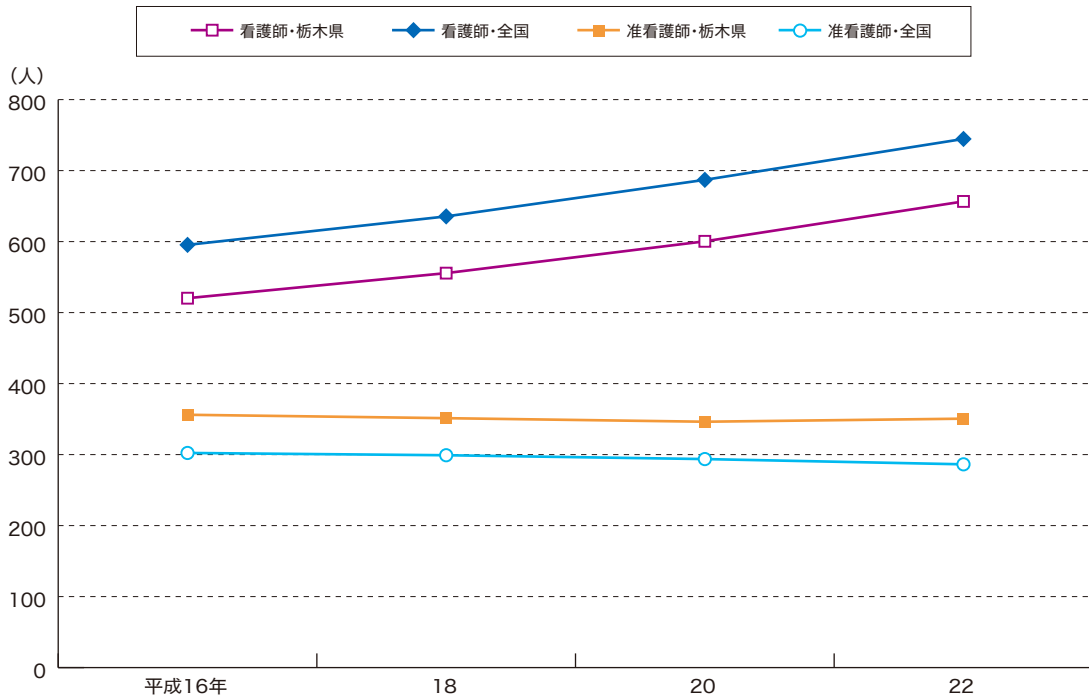
### 【現状と課題】

- ① 平成22年末現在の本県の看護職員は、人口10万人当たり、保健師が37.4(全国35.2)、助産師が19.7(全国23.2)、看護師が656.4(全国744.0)、准看護師が350.5(全国287.5)であり、助産師及び看護師は全国平均を下回っています。
- ② 栃木県看護職員需給見通しによると、平成23年から平成27年までの県内の看護職員数は、需要に対して供給不足が続く見通しであり、看護職員数の確保のため、県内定着の促進、再就業の促進、離職防止等の対策が喫緊の課題となっています。
- ③ 保健師については、在宅療養者の増加や生活習慣病への対応の必要性の高まりに伴い、活動領域は医療・福祉分野にまで拡大しており、県民の健康ニーズの多様化に対応するため、関係機関等とのより一層の連携が求められています。
- ④ 助産師については、産科医不足を背景に、周産期医療における需要がますます拡大しています。また、助産業務にとどまらず、多様化する母子保健のニーズへの対応や女性のライフサイクルに合わせた指導・援助も求められています。
- ⑤ 看護師・准看護師については、医療の高度化や専門化に伴い、急性期から慢性期までの幅広い患者への支援が求められています。また、在宅医療の推進に伴い、在宅の療養患者への支援を行う訪問看護職員の期待も高まっています。

就業保健師・助産師の推移(人口10万対)



就業看護師・准看護師の推移(人口10万対)



【資料：厚生労働省「衛生行政報告例」】

## 【施策の展開方向】

- ① 看護職員の計画的な確保を図るため、看護職員の養成、県内定着促進、離職防止、再就業促進に資する各種の取組を推進します。

## 【看護職員確保の主な取組】

- 1 看護師等養成所の運営に対する助成
- 2 看護職員修学資金の貸与
- 3 院内保育所の運営に対する助成
- 4 ナースセンターの運営
- 5 再就業支援研修の実施

- ② 医療の高度化、県民の保健・医療・福祉に対するニーズの多様化に対応できるよう、各種研修の実施を通じて、看護職員の資質向上を図ります。



## 6 多様な保健医療福祉サービス従事者

### 【現状と課題】

#### ① 歯科衛生士・歯科技工士

平成23年末現在の県内の就業歯科衛生士は1,454人、就業歯科技工士は506人となっています。高齢者の口腔ケアの重要性の高まりなどから、歯科衛生士等の質の向上が求められています。

##### ○歯科衛生士

歯科医師の指導の下で歯科診療補助、歯科疾患予防措置、歯科保健指導等歯科衛生に関する業務を行います。(国家資格)

##### ○歯科技工士

歯科医師の指示により歯の修復物(義歯やクラウンなどの歯にかぶせる金属冠など)を製作します。(国家資格)

#### ② 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

平成23年10月1日現在の県内の病院・診療所に勤務している理学療法士は682.5人、作業療法士は444.2人、言語聴覚士は144.0人(常勤換算の数。以下⑤まで同じ。)となっています。疾病構造の変化や高齢化の進行に伴い、今後医学的リハビリテーションの需要がますます高まるものと予測され、これに従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の確保と質の向上がより一層重要となっています。

##### ○理学療法士(physical therapist)

病気、けが、老化などで体に障害が生じた人の、寝返り、起き上がり、歩行などの基本的な動作能力の回復や維持のため、運動療法や温熱、光線、電気などの物理的手段によるリハビリテーション療法を行います。(国家資格)

##### ○作業療法士(occupational therapist)

体や心に障害のある人が自分で生活ができるように、日常活動の諸動作、仕事、遊びなどの作業活動を用いて、体の諸機能の回復、維持を促す治療、指導、援助などのリハビリテーション療法を行います。(国家資格)

##### ○言語聴覚士(speech therapist)

言語や聴覚、さらには食べることに障害のある人に対して、機能の維持と向上のための訓練、検査や助言、指導などの援助を行います。(国家資格)

#### ③ 診療放射線技師

平成23年10月1日現在の県内の病院・診療所に勤務している診療放射線技師は688.0人となっています。

○診療放射線技師

医療機関において、医師又は歯科医師の指示の下にエックス線や放射線照射を行います。  
(国家資格)

④ 臨床検査技師

平成23年10月1日現在の県内の病院・診療所に勤務している臨床検査技師は979.5人となっています。

○臨床検査技師

病院の検査室や衛生検査所において、医師又は歯科医師の指示の下に微生物学的検査、生体学的検査等の検体検査及び心電図検査等の生理学的検査を行います。(国家資格)

⑤ 臨床工学技士

平成23年10月1日現在の県内の病院・診療所に勤務している臨床工学技士は269.8人となっています。

○臨床工学技士

医師の指示の下で、人工呼吸器、人工心肺、ペースメーカー、血液透析装置などの生命維持装置の操作及び点検を行います。(国家資格)

⑥ 精神保健福祉士

平成24年9月末現在の本県における精神保健福祉士の登録数は701人となっています。

○精神保健福祉士

精神障害の医療を受け、又は社会復帰促進施設を利用している精神障害者の相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練等の援助を行います。(国家資格)

**【施策の展開方向】**

① 人材の確保を図ります。

- ・養成施設卒業生の県内定着促進

② 資質の向上を図ります。

- ・新任者、現任者の資質の向上を図るための各種研修の実施促進

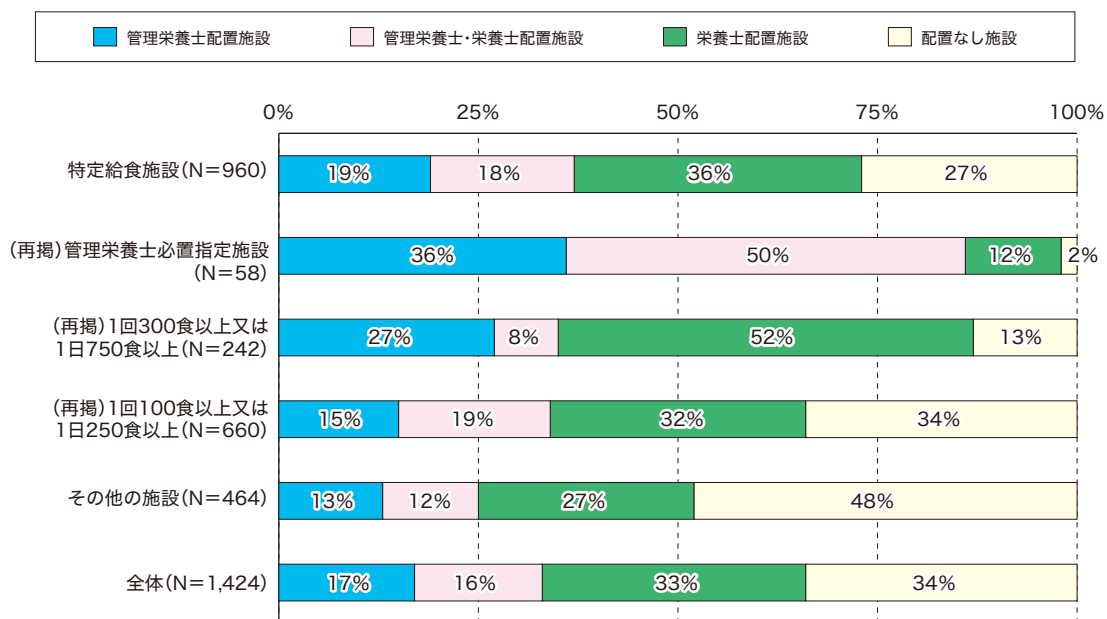
## 7 管理栄養士・栄養士

### 【現状と課題】

- ① 平成22年度末における、県内の給食施設に従事する管理栄養士は667人(特定給食施設<sup>※87</sup>545人、その他の給食施設122人)、栄養士は1,113人(特定給食施設866人、その他の給食施設247人)となっています。
- ② 本県の市町における行政栄養士(地域住民に対する栄養指導等に従事する管理栄養士等)の配置率は88.5%で、全国平均(84.7%)を上回っています。
- ③ 健康増進法第21条第2項により、特定給食施設の設置者は、管理栄養士や栄養士の配置に努めるなどして、適正な栄養管理体制を確保しなければなりません。県内の特定給食施設960施設のうち、管理栄養士・栄養士のいずれも配置されていない施設が27%あります。

特定給食施設のうち健康増進法第21条第1項により県等が指定した管理栄養士必置指定施設は58施設ありますが、管理栄養士が配置されていない施設が14%あり、早急な配置が必要となっています。

特定給食施設等に従事する管理栄養士・栄養士の配置状況

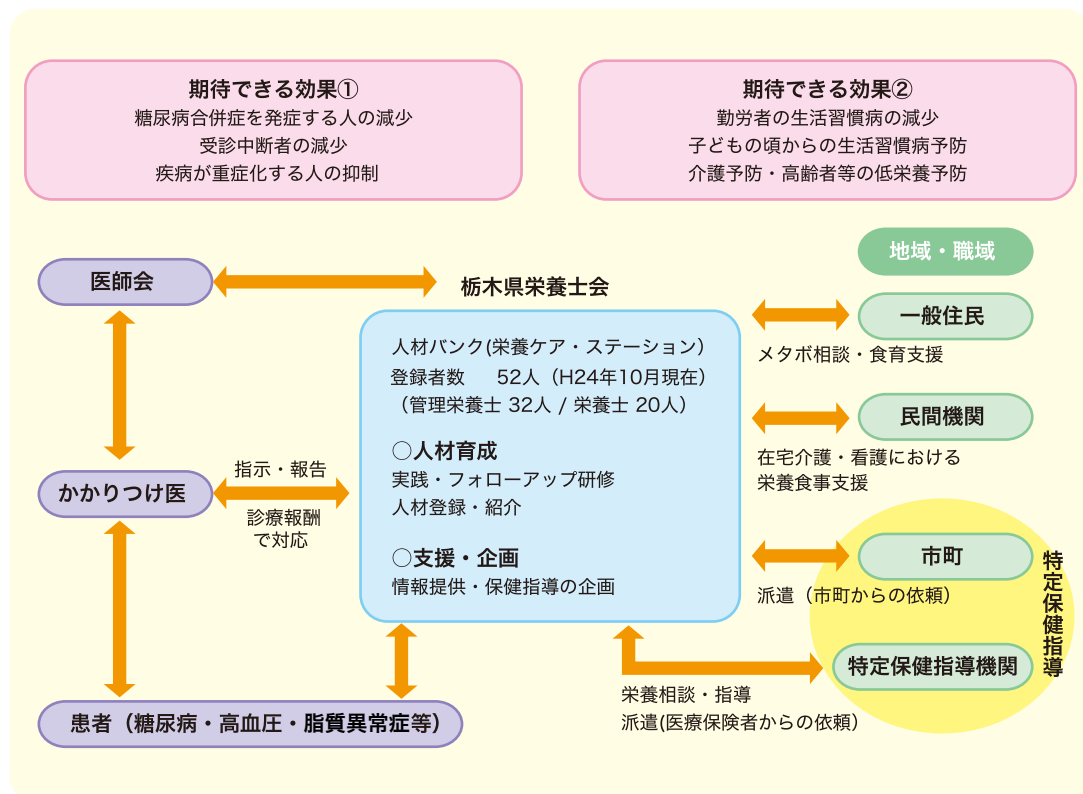


【資料：厚生労働省「衛生行政報告例」(平成22年度)】

※87 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるもの。例えば、学校、病院、老人福祉施設などで、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設。

- ④ 平成18年度に栃木県栄養士会に対し、管理栄養士等の人材バンクである栄養ケアステーションの設置の支援を行い、人材を確保しましたが、現時点では十分に活用されていません。
- ⑤ 特定保健指導や食育支援、更には疾病の重症化予防のための専門的な栄養指導を効果的に行うために、管理栄養士の資質向上が必要となっています。

公益社団法人栃木県栄養士会における管理栄養士・栄養士の人材バンクの概要



【施策の展開方向】

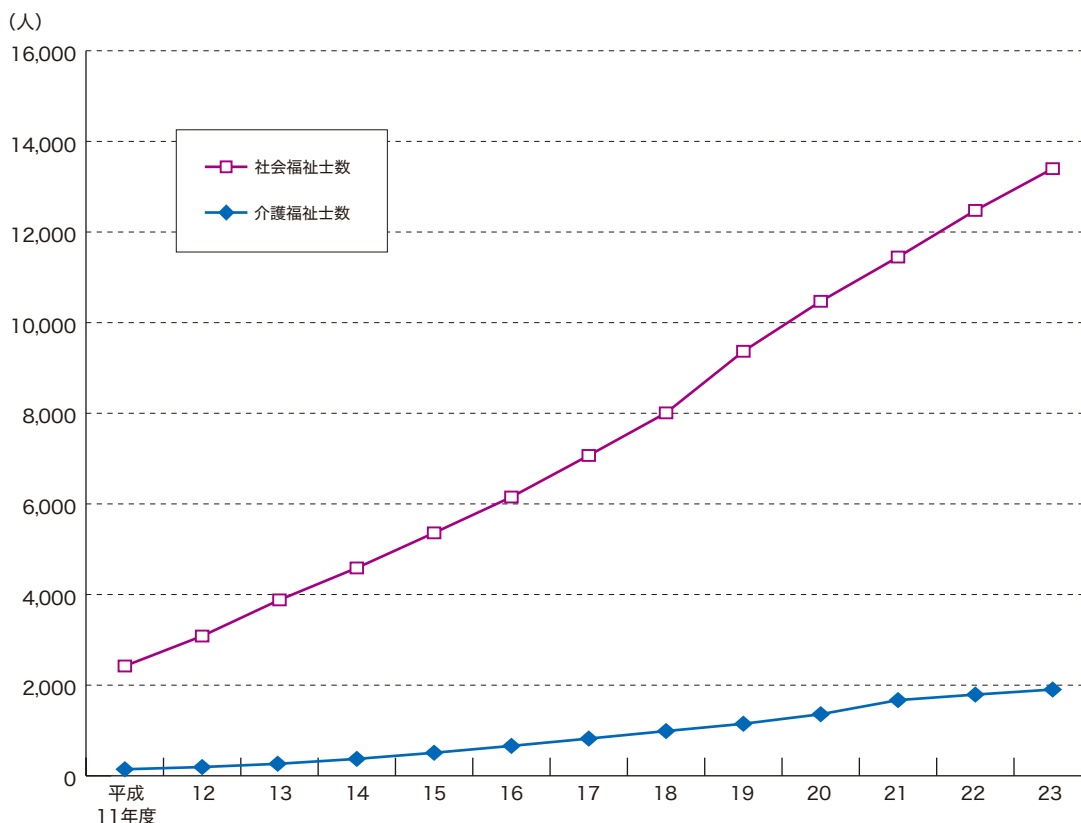
- ① 市町の栄養指導等が効果的にできるよう行政栄養士の配置を促進します。
- ② 特定給食施設等が適正な栄養管理体制を確保できるよう管理栄養士等の配置を促進します。
- ③ 管理栄養士等の資質向上のため、栃木県栄養士会等と連携した生涯にわたる技術向上等のための研修の充実強化を図ります。

## 8 介護サービス従事者 (介護福祉士・社会福祉士・ホームヘルパー・ケアマネジャー)

### 【現状と課題】

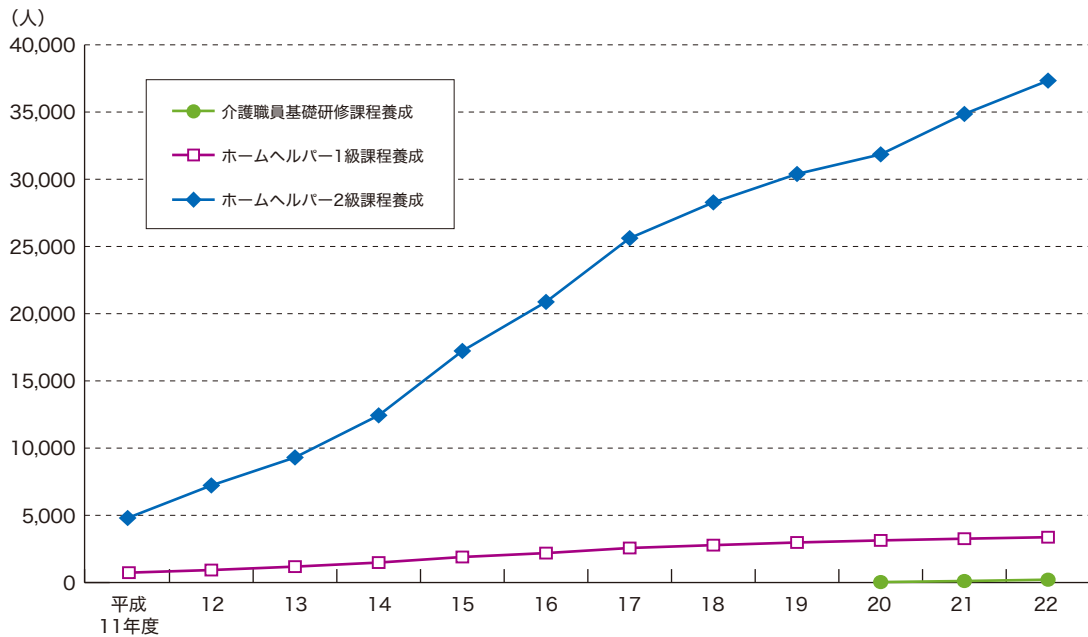
- ① 高齢化の進行に伴い、要介護者が増加し、また、認知症や一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯も増加している状況から、量的にも質的にも拡大する介護ニーズに対応するため、介護サービス従事者の確保及び質の向上が必要となっています。
- ② 平成23年度末現在の本県における介護福祉士登録数は13,648名で、過去5年間の推移を見ると毎年平均約1,000名程度増加しています。また、平成23年度末の社会福祉士登録数は1,984名で、過去5年間では毎年平均約200名程度増加しています。
- ③ 平成22年度末現在の県内の介護員養成研修修了者の累計数は、介護職員基礎研修課程211名、ホームヘルパー1級課程3,372名、ホームヘルパー2級課程37,337名で、介護保険制度が開始された平成12年度以降大幅に増加しています。

社会福祉士・介護福祉士数の推移



【資料：社会福祉振興・試験センター調べ】

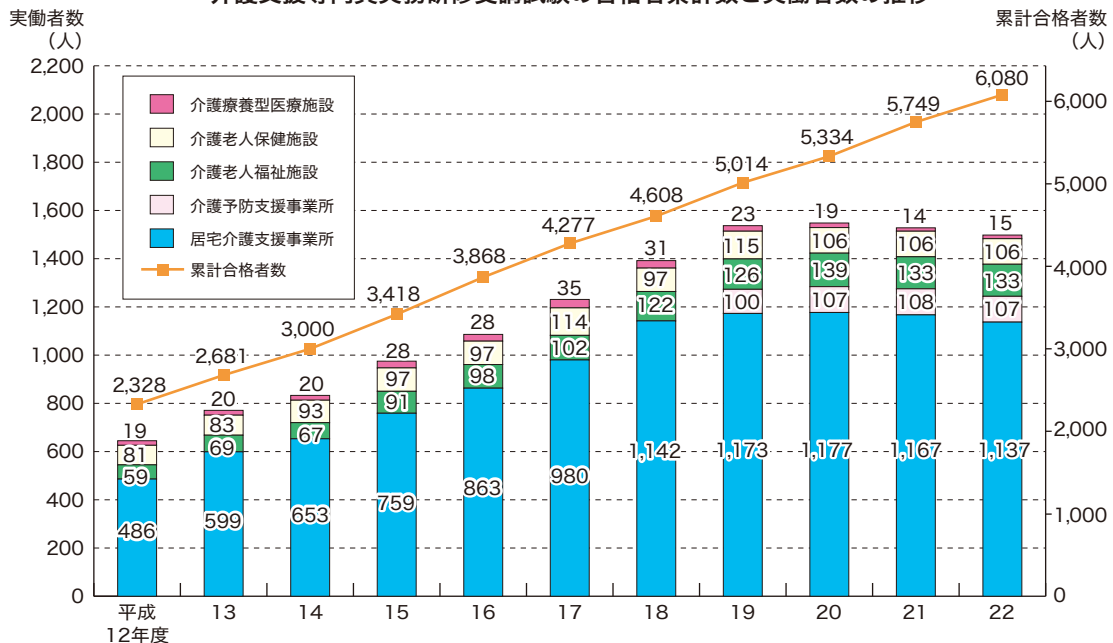
介護員養成研修修了者数(累計)の推移



【資料：栃木県保健福祉課調べ】

- ④ 介護保険施設・事業所の管理者や職員が、高齢者の介護に必要な技術を習得し、実践する必要があります。
- ⑤ 介護を必要とする高齢者及びその家族が、地域で適切かつ質の高いサービスを受けられるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)は、地域の関係機関等との連携等により、利用者の状況に応じた適切なケアマネジメントを行うことが求められています。

介護支援専門員実務研修受講試験の合格者累計数と実働者数の推移



【資料：累計合格者数は厚生労働省発表、実働者数は厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」】

【施策の展開方向】

- ① 介護サービス従事者の確保のため、福祉人材・研修センターによる無料職業紹介等の事業を通して、介護福祉士等の有資格者の就業促進を図ります。
- ② 多様化する介護ニーズに対応できるよう、認知症高齢者の介護に当たる職員や管理者を対象とした研修、特別養護老人ホームのユニット化を推進するための研修、介護職員が喀痰吸引や経管栄養等の医行為を適切に行うための研修など、介護サービス従事者への現任研修等を実施し、事業所において適正に業務を行うことのできる体制を整備します。
- ③ 介護支援専門員の資質向上のため、継続的に研修を受講できる体制を整備するとともに、主任介護支援専門員による指導助言や関係機関と連携した事例検討会等の実施により、介護支援専門員による包括的・継続的ケアマネジメントの支援体制の構築に努めます。

喀痰吸引等の制度(全体像)

